

# CNIPA 2025 年度商標行政保護の典型的事例が発表され、人工知能、アパレルなど 多分野を網羅

商標行政事件の処理品質と効率を継続的に向上させ、知的財産権の法治保障を強化するため、国家知識産権局は年度商標行政保護典型的事例選定作業を継続して実施している。厳格な選考、インターネット投票、および専門家による審査を経て、2025 年度商標行政保護の典型的事例が正式に発表された。これらは人工知能、アパレル、玩具、農業など多分野を網羅しており、社会的関心度、業界への影響力、およびモデルとしての先導性を兼ね備えている。詳細は以下の通りである。

## 01「DeepSeek」商標の悪意ある先取り登録シリーズ案件（広東省）

### 【案件の概要】

「DeepSeek」は、杭州深度求索人工智能基礎技術研究有限公司が開発した人工知能大規模モデルの名称であり、広範な市場影響力を有しているが、商標の悪意ある先取り登録の被害を繰り返し受けていた。2025 年 2 月、国家知識産権局は通告を發布し、「DeepSeek」に関連する 63 件の商標登録出願を法に基づき却下し、かつ悪意ある先取り登録の端緒を市場監督管理部門に移送して調査処分を行った。

広東省、市、区の三級市場監督管理部門は迅速に対応し、法に基づき「DeepSeek」およびその図形商標の先取り登録に関与した広州某知識産権代理事務所（普通パートナーシップ）、深圳市某生物科技有限公司、深圳市某科技有限公司に対し立件調査を行った。



処理部門は調査の結果、深圳市某科技有限公司および深圳市某生物科技有限公司が「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定」に違反したと認定した。商標法第 68 条第 4 項および「同規定」第 12 条に基づき、2025 年 3 月 26 日に深圳市某科技有限公司に対して警告および 5,000 元的罰金を科す行政処分を行い、2025 年 3 月 18 日に深圳市某生物科技有限公司に対して 1 万円の罰金を科す行政処分を行った。処理部門は同時に、広州某知識産権代理事務所（普通パートナーシップ）およびその直接責任を有する主管者に対しても行政処分を行った。

### 【専門家コメント】

本件は、中央と地方が連携し、悪意ある商標登録出願を厳格に取り締まった典型的事例である。国家知識産権局が法に基づき関連の先取り商標登録出願を却下して通報し、広東省・市・区の三級が迅速に対応したことで、出願人を処罰するだけでなく代理機関の責任も追及し、「流行に乗じた（便乗）」先取り登録行為を厳しく抑制した。（華南理工大学法学院 教授 関永紅）

## 02 欺瞞性を有する「」等の商標使用案件（重慶市）

### 【案件の概要】

第 7497952 号「」商標および第 8498120 号「」商標は、標章の中に「THE FINEST

TEAS OF THE WORLD」「1837」などの欺瞞性のある表現が含まれており、商品の品質や年代などの特性について公衆の誤認を招きやすいとして、法に基づき無効が宣告された。当事者は当該商標の登録出願人である。

重慶市渝中区市場監督管理部門は、重慶市知識産権管理部門から当事者が商標法第 10 条第 7 項の関連規定に違反した疑いがある旨の端緒移送を受け、法に基づき調査を実施した。


調査の結果、当事者は当該商標が欺瞞性を有しており、かつ既に無効が宣告されていることを明知していながらなお当該商標を使用しており、違法経営額は 612.29 万元に上ることが判明した。渝中区市場監督管理部門は、当事者が商標法第 10 条第 1 項第 7 項に規定する違法行為を構成すると認定し、行政処罰法第 28 条第 1 項および商標法第 52 条の規定に基づき、当事者に対して当該違法行為を是正するよう命じるとともに、85.72 万元の罰金を科す行政処分を下した。

#### 【専門家コメント】


重慶市知識産権管理部門は端緒移送を強化し、「THE FINEST TEAS OF THE WORLD」「1837」などの欺瞞性のある表現を含み、かつ既に無効宣告された登録商標を使用する行為を厳格に取り締まり、公衆の誤認を効果的に回避し、商標使用の秩序を浄化し、消費者の権益を侵害する違法・不正行為を牽制した。(西南政法大学民商法学院 副教授 馬海生)

### 03「 LULULEMON 」等の登録商標専用権侵害案件(広西チワン族自治区)

#### 【案件の概要】

第 21567220 号「 LULULEMON 」商標および第 1939495 号「」商標は、第 25 類「被服、靴、帽子」商品に登録されており、商標専用権者はカナダのルルレモン・アスレティカ・インク(Lululemon Athletica Canada Inc.)であり、専用権の期限はそれぞれ 2028 年 10 月 27 日、2033 年 10 月 13 日までである。

2025 年 4 月、広西チワン族自治区梧州市市場監督管理部門は通報に基づき、地元の公安機関と連携して行政と刑事の接続(行刑接続)メカニズムを起動し、梧州市某商業広場内の某ユニットを検査

した結果、当事者の経営場所内に「Lululemon」「」と表示された被服計 5,105 点、被服外装袋 300 個、洗濯タグ 6,500 枚、下げ札 3,600 枚、合格証 8,000 枚、発送待ちの被服小包 65 個を発見し、貨物価値金額は 499.49 万元であった。調査の結果、当事者は他人の身分情報を利用して某電子商取引プラットフォームでネットショップ 5 店舗を登録し、当該登録商標専用権を侵害する被服を 9,000 点余り販売し、販売金額は 995.78 万元余りに上ることが判明した。

処理部門は、当事者が商標法第 57 条第 1 項に規定する侵害行為を構成すると認定し、当該案件の貨物価値金額は 1,495.27 万元余りであり犯罪の疑いがあるため、行政処罰法第 27 条および「行政法執行機関による刑事事件容疑案件の移送に関する規定」第 3 条に基づき、本件を公安機関に移送




した。

#### 【専門家コメント】

本件は、行政と刑事の接続により商標を保護し、全プロセスで市場環境を浄化する典型的事例である。処理機関はオフラインの実店舗の在庫を押収し、当事者のネット販売ルートを深く掘り下げ、オンラインとオフラインを同時に取り締まることで、商標権侵害行為を全プロセスで処理し、ネットワーク市場と実体市場の環境を力強く浄化した。(広西民族大学法学院 院長・教授 陳星)

#### 04「」等の登録商標専用権侵害案件(安徽省)

#### 【案件の概要】

第 1120927 号「」商標、第 126348 号「」商標、第 15615869 号「」商標は、いずれも第 33 類「白酒」などの商品に登録されており、商標専用権者はそれぞれ安徽迎駕貢酒股份有限公司、安徽口子酒業股份有限公司、北京順鑫農業股份有限公司牛欄山酒廠であり、専用権の期限はそれぞれ 2027 年 10 月 20 日、2033 年 2 月 28 日、2036 年 3 月 20 日までである。

2025 年 1 月、安徽省六安市市場監督管理部門は通報に基づき調査を実施し、余某華が六安市の一部郷鎮で侵害の疑いがある「迎駕洞蔵」等の白酒 200 箱余りを販売しており、販売金額が 10 万元以上であることを発見した。当事者に犯罪の疑いがあるため、市場監督管理部門と公安機関は専従班を結成して調査を行い、阜陽、淮南、合肥、六安の 4 地域にまたがる大型の白酒偽造・販売犯罪組織を摘発し、犯罪容疑者 9 名を逮捕、関連案件の金額は 100 万元余りに上った。現在、本件は検察機関に送致され、起訴審査中である。


2025 年 4 月、六安市市場監督管理部門は、関連の 7 つの経営主体が商標法第 57 条第 3 項に規定する侵害行為を構成すると認定し、第 60 条第 2 項に基づき、それぞれの経営主体に対して侵害白酒の没収および合計 11.9 万元の罰金を科す行政処分を行った。

#### 【専門家コメント】


本件において、市場監督管理部門と公安部門は地域を跨いだ連携作戦を展開し、広域にわたる白酒偽造・販売の犯罪ネットワークを壊滅させると同時に、下流の販売主体に対しても行政処分を行うことで、地域を跨いだ偽造・販売行為を全プロセスで取り締まり、著名酒造企業の商標専用権を確実に保護した。(中国科学技術大学知識産権研究院 副教授 高亮)

#### 05「」登録商標専用権侵害案件(上海市)

#### 【案件の概要】

第 60098144 号「」商標は、第 28 類「玩具の車、幼児用三輪車(玩具)」などの商品に登録さ

れており、商標専用権者は寧波市英貝兒童用品有限公司で、専用権の期限は 2032 年 4 月 13 日までである。第 13601743 号「舒童樂」商標および第 13601724 号「Strolex」商標は、第 12 類「折りたたみ式ベビーカー、ベビーカー」などの商品に登録されており、商標専用権者は上海捷童実業有限公司で、専用権の期限はそれぞれ 2035 年 2 月 20 日、2035 年 1 月 27 日までである。

2024 年 10 月、上海市宝山区市場監督管理部門の法執行官は、某企業が「」ブランドの三輪車を購入した後、商標権利者の許可を得ることなく、無断で「舒童樂」「Strolex」の組み合わせ標章の外装に交換して販売していることを発見し、違法経営額は 4,260 元であった。



宝山区市場監督管理部門は、当事者が商標法第 57 条第 5 項に定める「商標登録者の同意を得ずに、その登録商標を交換し、当該交換した商標の商品を再び市場に投入する」状況に該当し、商標権侵害行為を構成すると認定した。商標法第 60 条第 2 項に基づき、当事者に対して標章が表記された在庫外装用段ボール 20 個の没収および 2,000 元の罰金を科す行政処分を行った。

#### 【専門家コメント】

本件は「反転偽造（逆偽造）」という非典型的な商標権侵害行為に関するものであり、市場監督管理部門が侵害事実を正確に認定したことで、商標法第 57 条が禁止する「その登録商標を交換し、当該交換した商標の商品を再び市場に投入する」状況に対する鮮明な注釈を提供した。（同済大学上海国際知識産権学院 副教授 楊鴻）

## 06「」登録商標専用権侵害案件（山西省）

#### 【案件の概要】

第 6229205 号「」商標および第 6229206 号「」商標は、いずれも第 9 類「計量計器、電力量計、接触式継電器、インバーター（電気）」などの商品に登録されており、商標専用権者は徳力西電気有限公司で、専用権の期限は 2030 年 3 月 20 日までである。

2024 年 6 月、山西省晋中市市場監督管理部門は検察機関の意見書に基づき、王某某が法定代表者を務める当事者の山西某企業に対して調査を行った。

調査の結果、当事者は某住宅団地に偽造の「徳力西」電気製品を設置しており、違法経営額は 10.2 万元であった。また、当事者は過去に商標権侵害で処分を受けたことがあり、5 年以内に 2 回以上の商標権侵害を行っていた。晋中市市場監督管理部門は、当事者に対して侵害電気製品を段階的に交換させ、安全上の隠れた危険を取り除かせた上で、当事者が商標法第 57 条第 3 項に規定する侵害行為を構成すると認定した。商標法第 60 条第 2 項に基づき、当事者に対して侵害商品の没収および 40 万元の罰金を科す行政処分を行った。

#### 【専門家コメント】

本件は、行政と刑事の逆接続の典型的事例である。市場監督管理部門は検察機関の意見書に基づき、適時に調査を実施し、住民の電気使用の安全を確保した上で、当事者に侵害商品を段階的に取り除かせ、かつ当事者に繰り返しの侵害事実があることを考慮して加重処罰を行っており、裁量も正確

で、法執行による利益供与も果たされており、効果が顕著である。(太原科技大学法学院 副院長・教授 趙銳)

## 07「<sup>頤徳堂</sup>」登録商標冒用案件(福建省)

### 【案件の概要】

第 68881204 号「頤徳堂」商標は、第 35 類「広告、他人のための販売促進」などのサービスに登録されており、商標専用権者は個人である張某東で、専用権の期限は 2033 年 6 月 27 日までである。張某東は 2022 年 12 月 15 日に第 44 類「マッサージ、美容サービス」などのサービスについて「頤徳堂」商標の登録出願を行ったが、当該出願は 2023 年 3 月 17 日に却下された。当事者の某リハビリセンターは、第 68881204 号「頤徳堂」商標の被許諾者である。

2025 年 5 月、福建省莆田市市場監督管理部門の法執行官は、荔城区市場監督管理部門から移送された端緒に基づき、当事者が未登録商標を登録商標と偽って使用した疑いのある違法行為を調査した。調査の結果、当事者は中医養生保健サービスを行っており、第 44 類サービスに関する「頤徳堂」商標が登録認可を得ていないことを明知しながら、第 35 類で認可を得ていることを理由に、店舗看板で登録マーク®を使用していたことが判明した。



2025 年 8 月、莆田市市場監督管理部門は、当事者が商標法第 52 条に規定する違法行為を構成すると認定し、商標法第 52 条および「福建省市場監督管理行政処罰裁量権適用規則」等に基づき、当事者に対して 1,000 元の罰金を科す行政処分を行った。

### 【専門家コメント】

本件は、店舗看板での合法的登録マーク®表示行為の定義に関するものである。市場監督管理部門は案件処理過程において、登録商標の核定使用範囲と登録マークの表示境界を明確にしており、同種の登録商標冒用案件の処理に明確な指針を提供した。登録商標の使用を規範化する上で啓発的な意義を持つ。(廈門大学知識産権研究院 副教授 羅立国)

## 08「」等の商標専用権侵害シリーズ案件(浙江省)

### 【案件の概要】

第 62951889 号「」商標および第 500895 号「」商標は、それぞれ第 18 類「靴、バックパック」などの商品および第 25 類「衣服」などの商品に登録されており、商標専用権者はそれぞれルイ・ヴィトン・マルティエ(Louis Vuitton Malletier)、マックスマラ・ファッション・グループ(Max Mara Fashion Group S.r.l.)であり、いずれも商標専用権は保護期間内にある。

2024 年 12 月、浙江省嘉興市海寧市市場監督管理部門はインターネット巡回調査により、某マイクロショップの経営者が当該商標専用権を侵害する疑いのある衣服を大量に販売していることを発見し、直ちに突撃検査を行った結果、侵害靴 173 個、衣服 252 点および大量の包装材料を押収した。案件が

重大であるため、市場監督管理部門は直ちに行政と刑事の接続メカニズムを起動し、公安機関と連携して上流の供給業者および下流の販売業者を追跡調査し、侵害の疑いがある衣服 3,684 点、鞆 173 個を押収し、7 つの違法主体が関与し、関連案件の金額は 6,000 万元を超えた。



海寧市市場監督管理部門は、当事者の行為が商標法第 57 条第 1 項、第 3 項に規定する侵害行為を構成すると認定し、2024 年 12 月から 2025 年 1 月まで、計 7 件の案件を相次いで法に基づき公安機関に移送した。2025 年末までに、海寧市公安局は容疑者 35 名を逮捕し、32 名に対して刑事強制措置を執り、29 名を海寧市人民法院へ起訴した。

#### 【専門家コメント】

本件は、インターネット巡回調査で発見された侵害端緒に関するものであり、処理部門は行政と刑事の接続メカニズムを頼りに、ネット侵害を取り締まる際の難点を解決した。上流の供給業者および下流の販売業者に対する調査を通じて、偽造・販売ネットワークを全プロセスで取り締まっており、法執行効果は顕著である。(蘇州大学王健法学院 教授 董炳和)

### 09「CHANEL」等の登録商標専用権侵害案件(江蘇省)

#### 【案件の概要】

第 1692669 号「CHANEL」商標等は第 24 類「旅行用毛布、ベッドカバー」などの商品に登録されており、第 62951883A 号「」商標は第 24 類「旅行用毛布、ベッド用毛布」などの商品に登録されており、第 19594093 号「」商標は第 24 類「ベッドカバー」などの商品に登録されており、第 14581026 号「HERMÈS」商標は第 24 類「ベッドカバー」などの商品に登録されている。上記の商標専用権者はすべて国際的な著名企業であり、商標専用権はいずれも保護期間内にある。

江蘇省南通市通州区市場監督管理部門の法執行官は、某物流集荷拠点の日常検査中に、発送待ちの複数の大型小包の中に国際的著名ブランドの標章が印字された毛布があることを発見した。当事者である何某振の倉庫には、国際的著名ブランド商標が印字された毛布 3,950 枚、包装用段ボール 6 万 6,075 個およびその他の侵害の疑いがある商品が多数あった。委託先の加工工場を現場検査したところ、著名ブランド商標が印字された毛布 1 万 4,752 枚およびその他の侵害の疑いがある商品が多数発見された。

2025 年 3 月、南通市通州区市場監督管理部門は、当事者が商標法第 57 条第 1 項、第 2 項に規定する侵害行為を構成すると認定し、当事者に対して侵害行為の停止を命じるとともに、侵害製品および原材料などの没収および 20 万元の罰金を科す行政処分を行った。

#### 【専門家コメント】

本件は、複数のブランドの登録商標専用権を侵害する案件である。処理部門は適時に端緒を発見し、侵害産業チェーンが完全に隠蔽性が高く、地域を跨いだネットワーク化された特徴を持つ侵害行為を取り締まっており、農村部や都市部と周辺地域の結合部など、監督が手薄な区域での同種の侵害行為に対して強力な威嚇効果を与えた。(南京理工大学紫金卓越教授、江蘇国際知識産権学院 院長 戚

湧)



## 10「 祺丰」等の登録商標専用権侵害案件(新疆ウイグル自治区)

### 【案件の概要】



祺无吊

第 22363389 号「 祺丰」商標および第 46434752 号「 祺无吊」商標は、それぞれ第 5 類「ダニ駆除剤、殺虫剤」、第 5 類「殺虫剤、除草剤」などの商品に登録されており、商標専用権者はそれぞれ河南比賽爾農業科技有限公司、台州祺豊農業科技有限公司であり、商標専用権はいずれも保護期間内にある。

2025 年 8 月、新疆庫爾勒市人民検察院は登録商標偽造罪の疑いがある個人 2 名に対して不起訴処分を下し、当該案件を庫爾勒市市場監督管理部門に移送して法に基づき処理させた。調査の結果、当該 2 名はそれぞれ新疆某農業発展有限公司、巴州某農業発展有限公司(前者の全額出資子会社)に勤務しており、新疆某農業発展有限公司の授権を受けて、入札プロジェクトの具体的実施を担当していた。しかし、2 名は契約の約定に従わず、指定された農薬を使用せずに、独断で 2 回に分けて他の農薬を購入して使用し、さらに薬桶に「祺豊」「祺無吊」登録商標のラベルを貼り付けていた。

2025 年 11 月、処理部門は、当事者が商標法第 57 条第 1 項に規定する侵害行為を構成すると認定し、商標法第 60 条第 2 項、行政処罰法第 32 条第 1 項等の規定に基づき、当事者に対して直ちに侵害行為を停止するよう命じるとともに、16.38 万元の罰金を科す行政処分を行った。

### 【専門家コメント】

本件は、行政と刑事の逆接続に関する案件である。行政部門は検察機関の意見書に基づき、行為の実施背景、受益主体、管理責任などの事実を総合的に考慮し、企業を侵害主体と正確に認定した上で、法に基づき行政処分を行っており、「刑事責任は問わないが行政責任は免除しない(免刑不免責)」という実質的な効果を実現した。(江蘇商標ブランド研究センター 主任 徐升権)

出所: 中国知識産権報

※本資料は康信が作成した仮訳となります。康信では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性について康信が保証するものではないことを予めご了承の程宜しくお願いいたします。